

# 遊劇舞隊アクトリズム 加賀忍軍 団体規約

## 第1条(名称)

この団体の名称を以下のとおりとする。

遊劇舞隊アクトリズム 加賀忍軍 (以下「当団体」)

## 第2条(事務局所在地)

当団体の事務局を以下に置く。

〒920-0343 石川県金沢市畷田中4丁目1-13

## 第3条(目的・活動)

殺陣、アクションを通しての表現力の向上。

殺陣・アクションを様々な人たちに楽しんでもらう。

## 第4条(会員)

当団体の規約に同意した者。

## 第5条(役員)

当団体に以下の役員を置く。

代表 1名

代表補佐 1名

会計 1名

## 第6条(役員 of 責務)

代表は当団体を代表し、円滑な運営に努める。代表補佐は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。会計は当団体の経理、監査等の会計事務を行う。

## 第7条(運営)

重要事項については、役員による運営会議を行い円滑な業務遂行に努めるものとする。

## **第8条(会費)**

施設利用時は1回500円、月1500円を上限とする。

事務所稽古場利用時は1回100円、月1000円を上限とする。

## **第9条(規約改正)**

この規約は、役員による運営会議をもって改正することができる。